

## リフォーム減税 確定申告

### 増改築等工事証明書を発行するために必要な書類

「建物の登記事項証明書」の写し(リフォーム工事完了後に取得したもの)	改修工事を行った家屋(土地ではなく建物)のもので、所有者が証明申請者であること
工事請負契約書の写し	当初契約と最終支払金額に変更がある場合は、変更契約書等も必要です。ない場合は領収書や振込明細書、通帳コピーなど工事代金の支払いが確認できるものもご提出ください ※契約書等が複数にわたる場合は、工事金額の一覧と総工事費用を記載した計算書を添付ください。(手書きでOKです)
工事費内訳書の写し(見積書)	工事要件を満たしているか、また、どこをどのようにリフォームしたかが確認できるもの
間取り図(リフォーム前とリフォーム後)	間取りの変更がない場合は現在の間取り図があれば結構です。図面がない場合はご相談ください
工事写真(リフォーム前とリフォーム後)	リフォームを行った部屋すべて。工事前の写真がない場合はご相談ください
補助金等の給付証明書のコピー	補助金や住宅改修費の給付を受けている場合は、その証明書のコピー
増改築等工事証明書発行依頼書	申請種類、住所・氏名・年齢・工事完了年月日等を記載ください

※その他、税の種類やリフォームの内容により必要と思われるものをご連絡することがあります

2019年1月 株式会社テイキング・ワン  
太宰府市大佐野3丁目11-5  
092-919-5885  
<http://www.taking-one.com/>